

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS-45
提出年月日	2022年11月2日

女川原子力発電所2号炉

保安規定条文の主語の明確化等について

2022年11月

東北電力株式会社

1. 保安規定条文における主語（各課長）の明確化について

保安規定条文における主語として、「各課長」となっているものに関して、対象となる課長名を明確化する観点から、具体的な課長名を限定できるものについて、検討を実施した。

検討の結果、主語が各課長となっている箇所のうち、表1に示す箇所については、具体的な課長名が限定できるため明確化することとする。

表1 「各課長」の主語を変更した箇所一覧

		該当箇所（修正前）		修正後の記載	
1	第73条 ^{※1}	運転上の制限の確認	第1項, 第4項	各課長（第3節各条の第2項で定める事項を行う課長をいう。）	第1項, 第4項

※1：第73条

<p>（運転上の制限の確認）</p> <p>第73条 各課長（<u>第3節各条の第2項で定める事項を行う課長をいう。</u>）は、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項^{※1}で確認する。（略）</p> <p>2，3．（略）</p> <p>4．各課長（<u>第3節各条の第2項で定める事項を行う課長をいう。</u>）は、運転上の制限が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度（期間）以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。（略）</p> <p>5～8．（略）</p> <p>※1（略）</p>

第73条第1項及び第4項では、第3節各条の第2項において運転上の制限の確認等を実施すると定める課長が対象となることから、「（第3節各条の第2項で定める事項を行う課長をいう。）」を追記する。

なお、一般的な事項であり主体となるグループが一定とならない箇所については、現状案の通り「各課長」のままとする。

例：第88条の2 放射性廃棄物でない廃棄物の管理

→ 管理区域内で使用した物品の管理であり、いずれのグループも実施しうる。

2. 保安規定条文のうち受動的な言い回しとしている箇所に関する考え方について
保安規定条文の記載のうち、受動的な言い回しとしている箇所の考え方について、
以下のとおり整理する。

(燃料移動)	
第85条 (略)	
2. 発電課長は、燃料移動時に全制御棒が全挿入の場合は表85-1-aについて確認する。	
(略)	
表85-1-a	
項目	頻度
1～2. (略)	(略)
3. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置で <u>施錠</u> されていることを確認する。	毎日1回
4～5. (略)	(略)

当該の記載は、「状態を維持・管理する」という意味の「状態の継続性」を重要視した記載としている。仮に、能動的な記載に改めると「発電課長は、原子炉モードスイッチを燃料取替位置で施錠する（ことを確認すること。）」となり、「状態を維持・管理する」という意味の記載とならない。

以下に、現状の記載と能動的な記載に変更した案を比較表として数例挙げる。

現状の記載	能動的な記載案
(燃料移動) 第85条 (略) 表85-1-a 3. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置で <u>施錠されていることを確認</u> する。	(燃料移動) 第85条 (略) 表85-1-a 3. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置で <u>施錠することを確認</u> する。
(異常収束後の措置) 第79条 発電課長は、第77条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、その原因に対する <u>対策が講じられていることおよび原子炉の状態に応じて適用される運転上の制限を満足していることを確認</u> する。 (略)	(異常収束後の措置) 第79条 発電課長は、第77条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、その原因に対する <u>対策を講じることおよび原子炉の状態に応じて適用される運転上の制限を満足していることを確認</u> する。 (略)

現状の記載	能動的な記載案
(協力企業従業員への保安教育) 第118条 総務課長は、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表118の実施方針に基づいて <u>実施されている</u> ことを確認する。(略)	(協力企業従業員への保安教育) 第118条 総務課長は、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表118の実施方針に基づいて <u>実施する</u> ことを確認する。(略)

また、下記事例により、この考え方を補足する。

(格納容器および格納容器隔離弁)
第43条
(略)
3. 発電課長は、格納容器または格納容器隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表43-4の措置を講じる。(略)

表43-4

条 件	要求される措置	完了時間
A. 条件B, C またはD 以外の場合であって、格納容器の機能が健全でない場合	A1. 格納容器の機能を健全な状態に復旧する。	1 時間
B. 〔主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁2個を有する配管に適用〕 動作不能な格納容器隔離弁1個を有する配管が1つ以上ある場合	B1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する <u>配管を隔離する</u> 。 ^{※2} および B2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する <u>配管が隔離されている</u> ことを確認する。 ただし、第95条に定める区域については管理的手段により確認することができる。	4 時間 1 ヶ月に1 回
C~E. (略)	(略)	(略)

※1 (略)

「配管を隔離する」は瞬間的な行為を示す一方、「配管が隔離されていることを確認する」は、状態の継続性の確認を示すものとなっている。

以上から、保安規定条文の記載において、受動的な言い回しは、確認すべき事項等に応じて、適切な使い分けを実施しているものである。

以 上